令和　８年（ケ）第　　２３号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１７日
佐賀地方裁判所民事部
裁判所書記官　折　田　雄　哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日から 令和　８年１２月１０日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前１０時００分 佐賀地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　５日　午前　９時５０分 佐賀地方裁判所民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１７日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間経過後に取下や取消等の事情により，開札が行われないこともありますので，ご了承下さい。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	9,104,000 7,283,200	一括	1,820,800	63,671	18,191
1	48,000				
2	2,568,000				
3	6,488,000				
備考					

令和　8年（ケ）第　　２３号

物　件　目　録

１　所　　在　　鳥栖市田代新町字新町

　　地　　番　　１５１番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２．３７平方メートル

　　(現況)

　　地　　目　　公衆用道路

２　所　　在　　鳥栖市田代新町字新町

　　地　　番　　１５１番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１２７．３６平方メートル

３　所　　在　　鳥栖市田代新町字新町１５１番地２

　　家屋　番号　　１５１番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造ルーフィングぶき２階建

　　床　面　積　　１階　５５．０６平方メートル
　　２階　４８．０２平方メートル

令和　8年（ケ）第　　23号

物　件　明　細　書

令和　8年10月15日
佐賀地方裁判所民事部
裁判所書記官　折　田　雄　哉

1　不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して，裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　２３号

物　件　目　録

１　所　　在　　鳥栖市田代新町字新町

　　地　　番　　１５１番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２．３７平方メートル

　　(現況)

　　地　　目　　公衆用道路

２　所　　在　　鳥栖市田代新町字新町

　　地　　番　　１５１番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１２７．３６平方メートル

３　所　　在　　鳥栖市田代新町字新町１５１番地２

　　家屋　番号　　１５１番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造ルーフィングぶき２階建

　　床　面　積　　１階　５５．０６平方メートル
　　２階　４８．０２平方メートル

令和８年(ケ)第２３号
令和８年７月７日受理
令和８年９月１６日提出

現況調査報告書

佐賀地方裁判所
執行官　橋　口　賢　二

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　２３号

物　件　目　録

１　所　　在　　鳥栖市田代新町字新町

　　地　　番　　１５１番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２．３７平方メートル

２　所　　在　　鳥栖市田代新町字新町

　　地　　番　　１５１番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１２７．３６平方メートル

３　所　　在　　鳥栖市田代新町字新町１５１番地２

　　家屋　番号　　１５１番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造ルーフィングぶき２階建

　　床　面　積　　１階　５５．０６平方メートル
　　２階　４８．０２平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１、２
現況地目	■宅地（物件２）　■公衆用道路（物件１）　□雑種地（物件　　）
形状	■公図のとおり　■地積測量図のとおり（物件１土地） ■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □登記所備置地図のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が本件土地（物件２）上に下記建物を所有し、占有している。 なお、物件１土地は、登記地目は宅地であるが、事実上、道路の一部として使用されているため、現況地目は公衆用道路とした。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件３
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が、本件建物を居宅として使用・占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注　チェック項目欄の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（関係人の陳述等用）

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■鳥栖市役所 都市整備課 維持管理課 上下水道局管理課 担当者	1　本件物件が含まれる地域は都市計画区域内（第一種住居地域）です。 2　物件１、２土地が西側から北側にかけて接する道路は、市道（八坂神社・足洗線）です。 3　物件１、２土地には、西側の市道から、物件２土地南西側に上水道管が配管されています。 4　物件１、２　土地付近は下水道の供用区域で、物件２土地の南西側に公共ますが設置されています。
■債務者兼所有者の妻	1　本件物件には、私たち家族が住んでいます。 本件土地建物を、第三者に貸すなどはしていません。 2　本件物件３建物は、登記記録にあるように、令和２年４月に新築し、その後増改築等はしていません。 3　物件３建物の不具合として、特に気づくことはありません。 4　水道は、市の上水道を使用しており、井戸はありません。 下水道にも接続しています。

執　行　官　の　意　見

■物件１、２土地の状況等

【形状、利用状況等】

物件１土地は、登記記録は宅地であるが、事実上、道路の一部として利用されている状態にあるが、外構の外にあるものの、側溝の内側にあり（写真２１）、後述のとおり市道認定されていないようである。

物件２土地は、物件３建物の敷地等として利用されている（写真１、２）。

形状は、概ね公図（図面１）、地積測量図（図面２）及び建物図面（図面３）と同様である。

なお、物件３建物の敷地となっている部分（物件２土地）は、道路や駐車場より約０．８ｍ程高くなっている（写真２、３他）。また、東側隣地（地番　１５４番４、地目 宅地、地積　１８７．８０㎡、私有地）は、さらに高くなっている（写真２０）。

【隣接地】

物件２土地は、西側から北側にかけて市道（八坂神社・足洗線、幅員 約３．５～３．８ｍ）に、その余を私有地に接している。

なお、物件２土地は、北側は、物件１土地を介して市道に接している（写真２１）。物件１土地は、事実上道路の一部として利用されているものの、評価人が鳥栖市維持管理課に確認したところによれば、市道認定されていないということであり、その意味では、物件２土地は、北側は市道に接していない。

【境界】

物件２土地の境界付近には、ブロック塀等が存在している（写真２０他）。

物件１土地と北側の市道との境界には、境界標が認められた（写真２０、２１）。

【その他】

物件２土地北西端付近に電柱が１本あるが、外構（ブロック擁壁）は、電柱を避けるように作られている（写真２１）。

■物件３建物の状況等

【利用状況等】

物件３建物は、債務者兼所有者が居宅として使用・占有している。

【増改築等】

物件３建物は、登記記録上、令和２年４月に新築されており、その後増改築等はされていないということである。

【不具合等】

物件３建物は、新築後６年程度しか経過しておらず、現地調査した限りでは、目立った不具合は認められなかった。

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年7月9日(木) 14:00 － 14:10	執行官室	家屋見取図交付申請（鳥栖市役所へ郵送）
8年7月28日(火) 10:10 － 10:30	佐賀地方法務局鳥栖出張所	公図、地積測量図、建物図面等閲覧申請・写し受領 登記事項要約書交付申請・受領
8年7月28日(火) 13:50 － 14:05	物件所在地	本件土地・建物概観調査、写真撮影 （調査立会依頼書投函）
8年8月5日(水) 9:50 － 10:10	物件所在地	本件土地・建物外観調査、写真撮影 （評価人同行）
8年8月12日(水) 10:45 － 11:10	物件所在地	本件土地・建物外観調査、写真撮影 債務者の妻と面談・調査立会依頼 （評価人同行）
8年8月26日(水) 15:15 － 15:45	鳥栖市役所	市街化区域等に関する調査 接面道路に関する調査 上下水道に関する調査
8年8月26日(水) 16:00 － 16:30	物件所在地	本件土地・建物調査、写真撮影 債務者兼所有者の妻と面談 （評価人同行）
－		
－		
－		

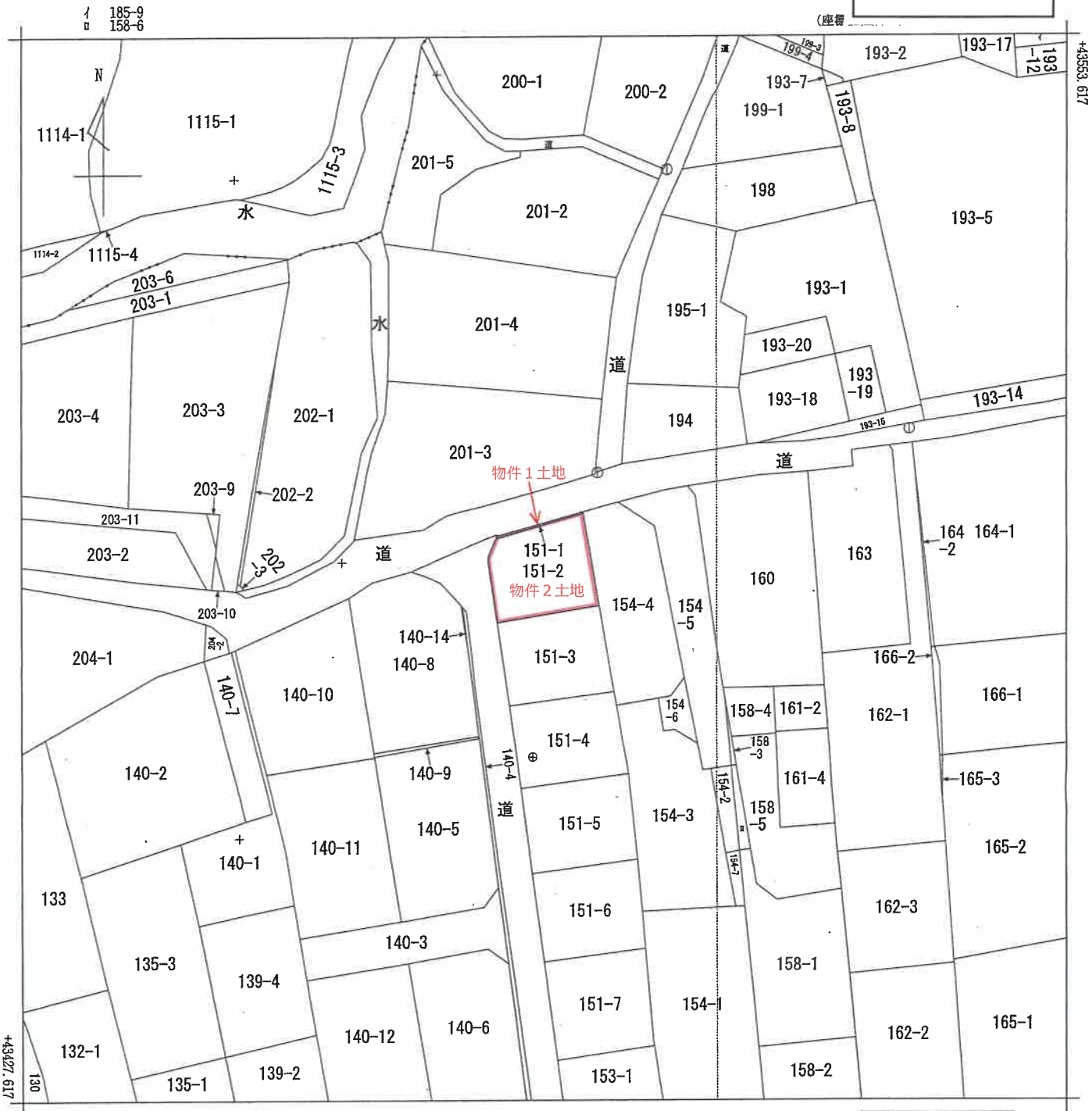
（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　　を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□　令和　　年　　月　　日
　武雄支部てん補日に臨場

図面　1



地番区域見出



請求部分	所　在	鳥栖市田代新町字新町				地　番	151番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)	平成6年3月28日	補記事項			

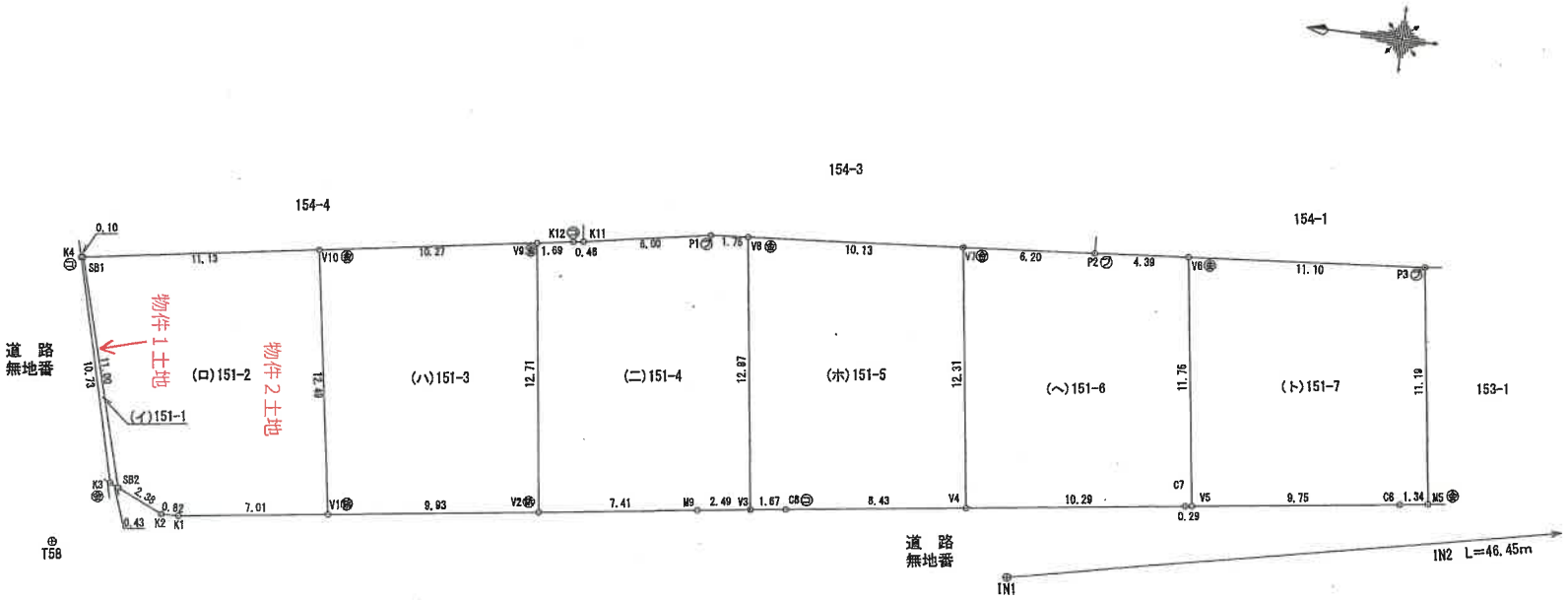
A３判をA４判に縮小

請求番号：3-3
(1/1)

登記年月日：令和2年2月20日

地番	(イ) 151－1 (ロ) 151－2 ～(ト) 151－7
土地の所在	鳥栖市田代新町字新町

地積測量図 (1/2)



基準点・引照点座標一覧表　　[世界測地系]

点名	X座標	Y座標	備考
仲原	38562.125	-51703.349	電子基準点
筑紫野	55593.279	-44416.572	電子基準点
田主丸	36328.082	-27822.142	電子基準点
IN1	43452.153	-44245.807	引照点、金属標
IN2	43406.669	-44236.382	引照点、金属標
T58	43496.803	-44249.796	多角点、金属鋲

令和1年12月11日　測量
座標系　II系

筆界点	境界標の種類
㊀	コンクリート杭
㊁	金属鋲
㊂	金属標
㋐	プラスチック杭

作成者	[redacted]	縮尺	1／
	(令和2年1月27日作成)		

申請人	[redacted]	縮尺	1／250

図面 2

（7 枚目）

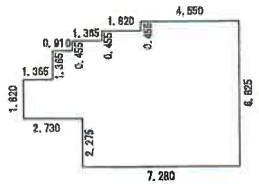
A3判をA4判に縮小

登記年月日：令和2年6月26日

建物図面
各階平面図

家屋番号	151番2
建物の所在	鳥栖市田代新町字新町　151番地2

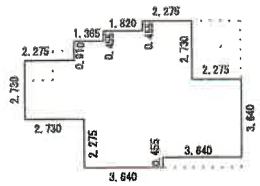
1階



求積表

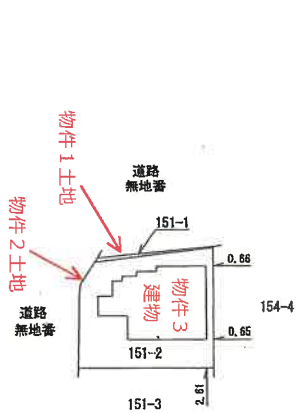
1.365 ×	1.820 ＝	2.484300
0.910 ×	3.185 ＝	2.898350
0.455 ×	3.640 ＝	1.656200
0.910 ×	5.915 ＝	5.382650
6.370 ×	6.370 ＝	40.576900
4.550 ×	0.455 ＝	2.070250
	計	55.068650
	床面積	55.06㎡

2階



求積表

2.275 ×	2.730 ＝	6.210750
0.455 ×	3.640 ＝	1.656200
5.005 ×	5.460 ＝	27.327300
3.640 ×	0.455 ＝	1.656200
4.095 ×	0.455 ＝	1.863225
2.275 ×	0.455 ＝	1.035125
2.275 ×	3.640 ＝	8.281000
	計	48.029800
	床面積	48.02㎡



作成者	（令和2年6月24日作成）	縮尺	1/250

申請人		縮尺	1/500

図面　3

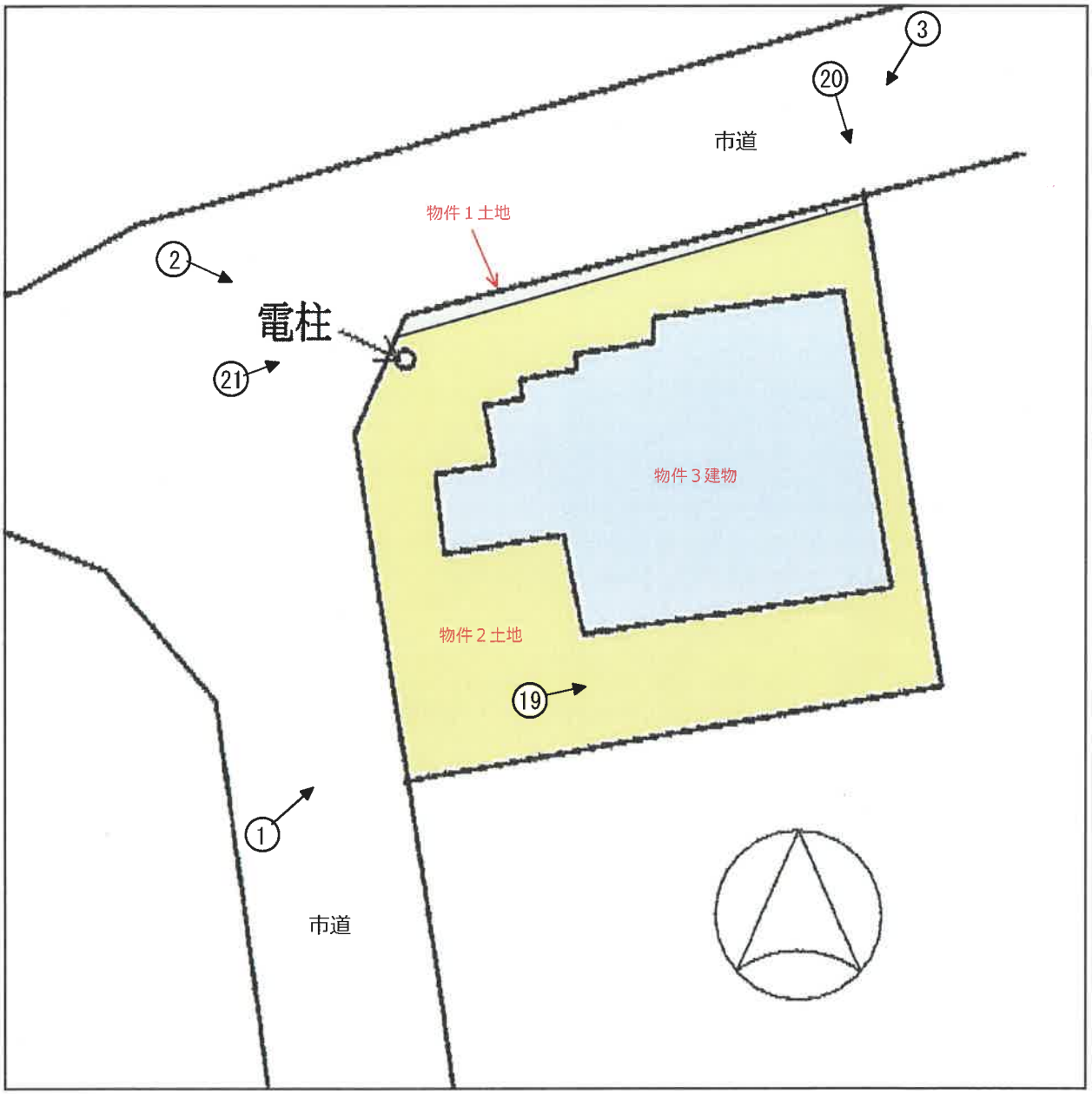
（8枚目）

A3判をA4判に縮小

請求番号：2-5

図面　4

土地建物位置関係図
（兼写真撮影位置方向図）



※本図は，建物等の概略位置等を示したものである。

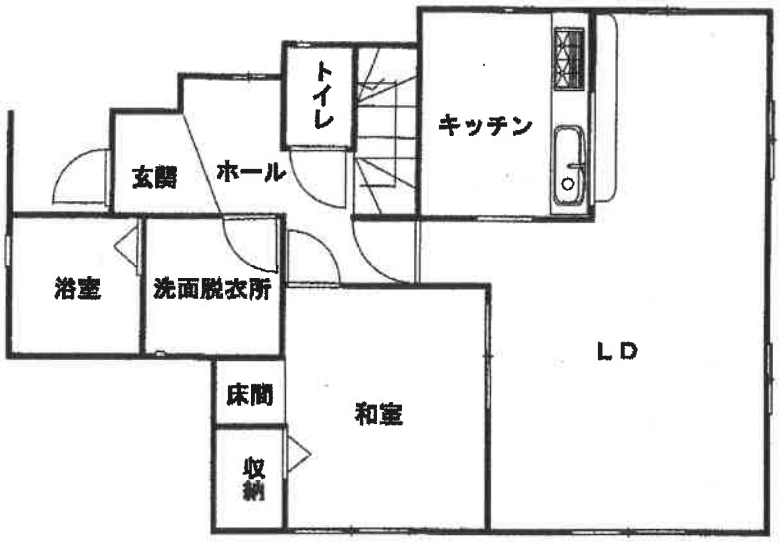
写真撮影位置方向

図面　5

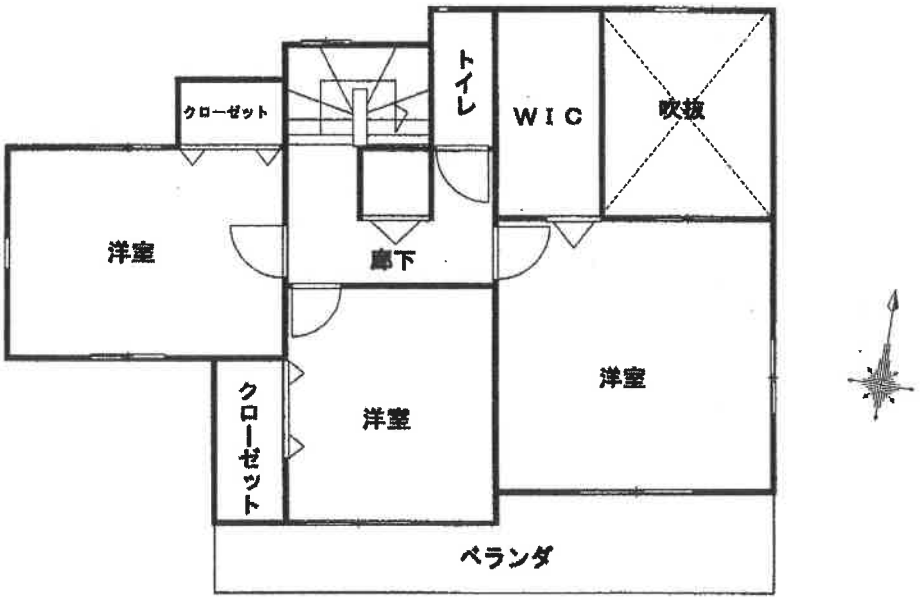
建物間取図

物件３建物

１Ｆ



２Ｆ

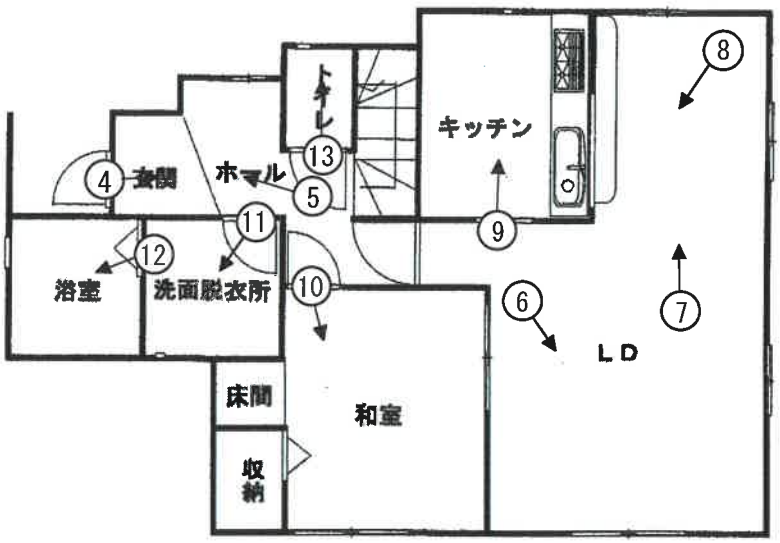


図面　6

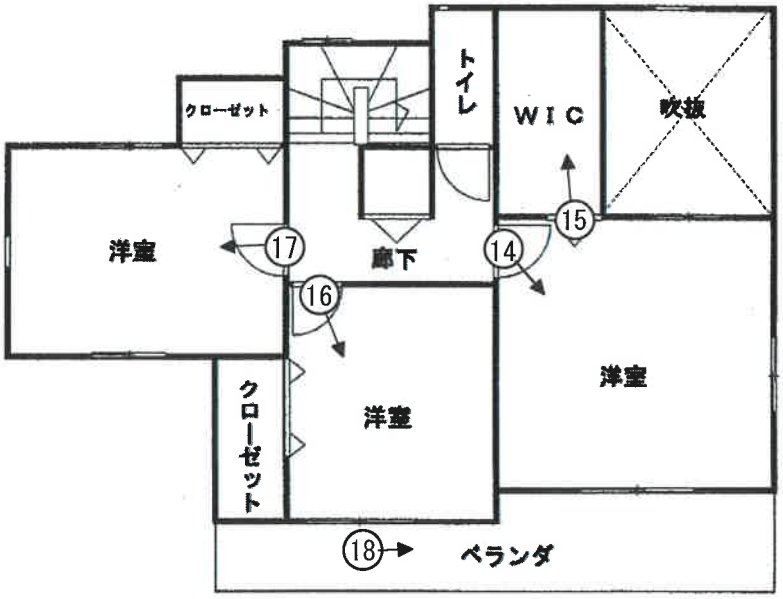
写真撮影位置方向図

物件３建物

１Ｆ



２Ｆ



写真撮影位置方向

（写真１）



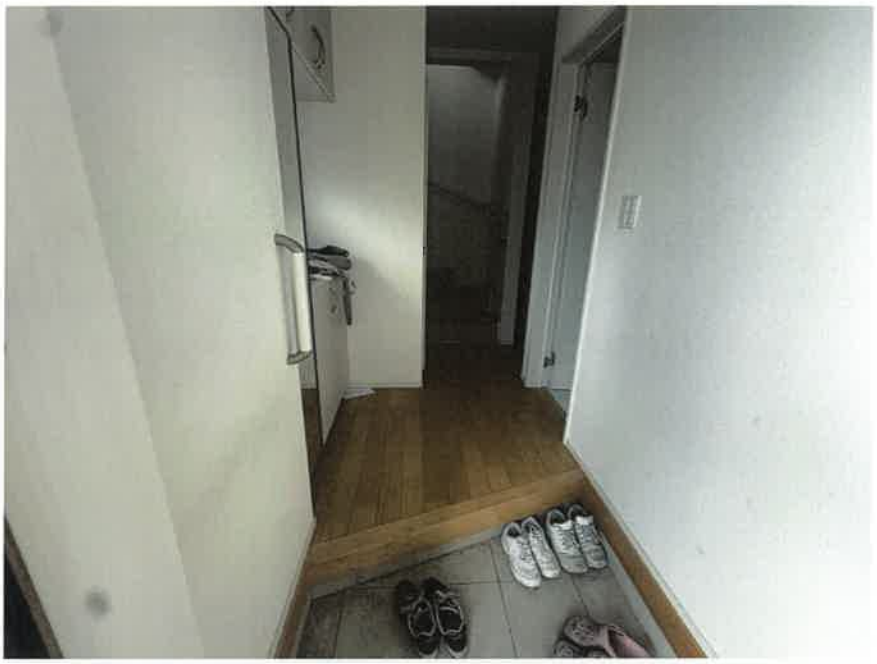
（写真２）



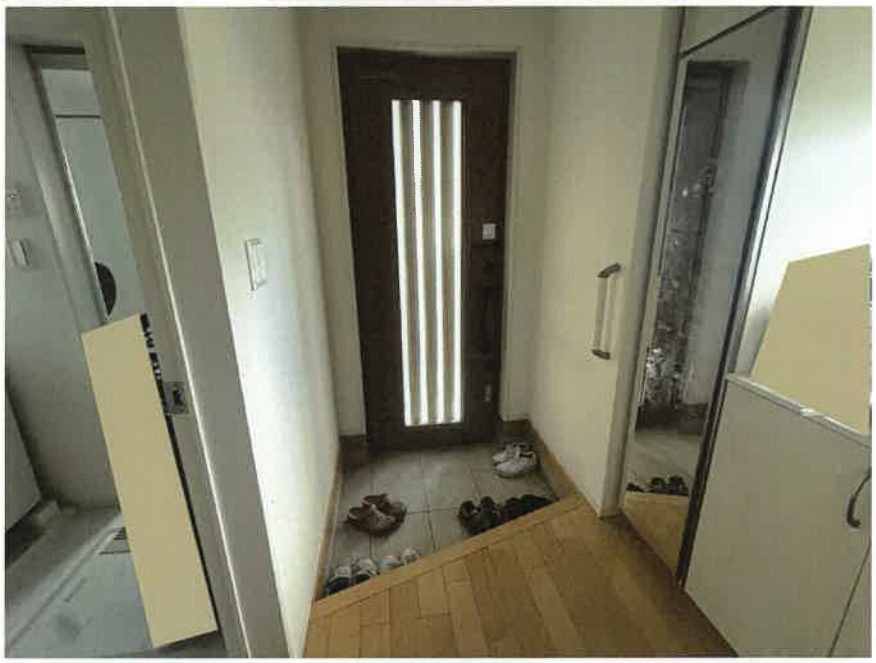
（写真３）



（写真４）



（写真５）



（写真６）



（写真７）



（写真８）



（写真９）



（写真１０）



（写真１１）



（写真１２）



（写真１３）



（写真１４）



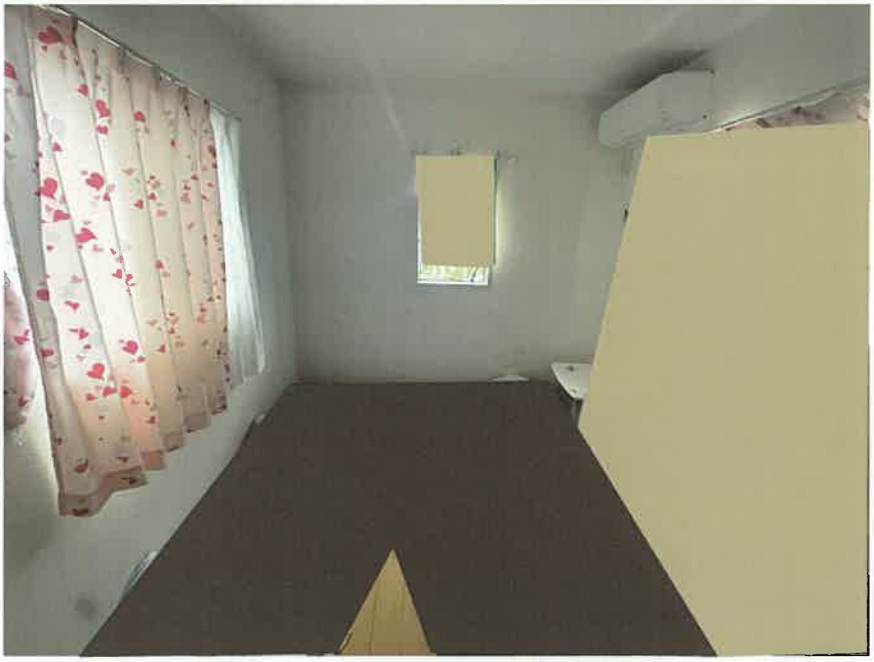
（写真１５）



（写真１６）



（写真１７）



（写真１８）



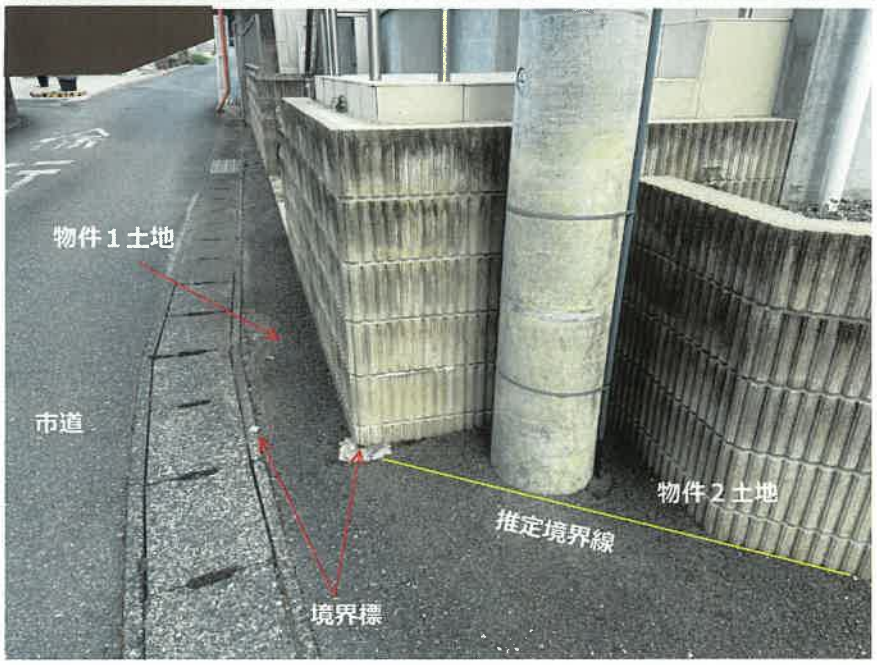
（写真１９）



（写真２０）



（写真２１）



令和8年（ケ）第　23　号
令和8年8月26日 現地調査
令和8年9月15日 評　　価

佐賀地方裁判所　御中

評　　価　　書

評価人　　松　本　修　二
（K２６０７－０１）

第１　評価額

一　括　価　格	
金 9,104,000 円	
内　訳　価　格	
物件１　（土地）	金 48,000 円
物件２　（土地）	金 2,568,000 円
物件３　（建物）	金 6,488,000 円

１　一括価格は、物件１～３の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１・２の内訳価格は物件３のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件３の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり		
3	次頁物件目録記載のとおり		

番号	特記事項
	特にない

＊現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

令和８年（ケ）第２３号

物　件　目　録

１　所　　在　　鳥栖市田代新町字新町
　　地　　番　　１５１番１
　　地　　目　　宅地
　　地　　積　　２．３７平方メートル

２　所　　在　　鳥栖市田代新町字新町
　　地　　番　　１５１番２
　　地　　目　　宅地
　　地　　積　　１２７．３６平方メートル

３　所　　在　　鳥栖市田代新町字新町１５１番地２
　　家屋　番号　　１５１番２
　　種　　類　　居宅
　　構　　造　　木造ルーフィングぶき２階建
　　床　面　積　　１階　５５．０６平方メートル
　　　　２階　４８．０２平方メートル

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１・２）

位置・交通	ＪＲ鹿児島本線「田代」駅の北方・道路距離約950m。 最寄バス停「笠井登記事務所前」北方・道路距離約290m。	
付近の状況	一般住宅が多い住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第一種住居地域
	建蔽率	60%（指定）
	容積率	200%（指定）
	防火規制	無指定
	その他の規制	居住誘導区域内、都市機能誘導区域外
画地条件	地積	129.73㎡
	形状	ほぼ台形
	間口・奥行	約 7.8m ・約 12.5m
	地勢	概ね平坦
	その他	画地内高低差等あり（下記特記事項参照）。
接面道路の状況等	西側が幅員約3.8mの舗装市道に約0～0.8m高位に、北側が幅員約3.5mの舗装市道に約0～1m高位（なお、物件１の範囲については等高であるため厳密には等高とも言える。）に、それぞれ接面している。いずれの市道も建築基準法第42条第2項道路に該当している。	
土地の利用状況等	後記物件３の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道：あり（建物まで接続済み） 下水道：あり（建物まで接続済み） ガス：なし（前面道路に本管あり）	
特記事項	土壌汚染対策法の有害物質使用特定施設には該当しない。地歴調査、現地調査の結果、土壌汚染が価格形成に大きな影響を与えることはないと判断した。 画地内の北西端付近に電柱が存する。 画地内南西部の駐車場部分、北部の出入口部分より宅盤部分は約0.8m高位になっている。	

2　建物の概況及び利用状況（物件３）

区　　分	物件３（主である建物）	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）	令和2年4月8日　　新築
	経　過　年　数	約　6　年
	経済的残存耐用年数	約　19　年
仕　　様	構　　造	木造ルーフィングぶき２階建
	外　　壁	サイディングほか
	内　　壁	クロス貼りほか
	天　　井	クロス貼りほか
	床	フローリング、畳等
	設　　備	電気設備、給排水設備がある。
	そ の 他	オール電化である。
床面積（現況）	第３　目的物件記載のとおり	
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	後記附属資料の建物間取図のとおり。
品　　等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	建物の占有者、利用状況等は「現況調査報告書」記載のとおり。	
特記事項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

①　物件１・２（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号		標準画地価格（円/㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）ウ	建付減価 エ	共有持分 オ	建付地価格（円）カ
一体利用	1	39,900	×0.95	×2.37	× 0.95	× 100%	＝85,000
	2	39,900	×0.95	×127.36	× 0.95	× 100%	＝4,586,000
				計 ×129.73		計	＝4,671,000

ア 標準画地価格 ： 公示地「鳥栖－９」の標準価格を規準して査定した。

公示価格　時点修正　標準化補正　地域格差　（規準価格）

$$38,700円/㎡ \times \frac{103.2}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} = 39,900円/㎡$$

（上三桁未満四捨五入）

時 点 修 正 ： 標準価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正 ： なし

地 域 格 差 ： 街路条件　接近条件　環境条件　行政的条件　地域格差

1.02 × 1.01 × 0.97 × 1.00 ＝ 1.00

道路の幅員 2　駅距離 1　周辺の土地利用状況 -3

街路条件の計 2　接近条件の計 1　環境条件の計 -3

イ　個 別 格 差 ： 角地+2、画地内高低差-2、ガス引込なし-1、セットバックの可能性-3、電柱-1

1.02 × 0.98 × 0.99 × 0.97 × 0.99 ＝ 0.95

ウ　地　　積 ： 登記数量による。

エ　建 付 減 価 ： -5%　（建物と敷地の適応の状態等を考慮した。）

オ　共 有 持 分 ： 完全所有権

② 物件３（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価（円/㎡）ア	現況延床面積（㎡）イ	現価率 ウ	建物価格（円）エ
3	165,000	×103.08	×0.49	=8,334,000

ア　再調達原価：標準的な建築費に比準して求めた。

イ　現況延床面積：登記数量による。

ウ　現価率：減価修正にあたっては、耐用年数に基づく方法のうち定率法を採用し、それにより求めた現価率を基本として、これに観察減価法による補正を施して建物の現価率を査定した。

物件３：$R^{n/N} \times (1 \pm q) = 0.487 \times 1.00 = 0.49$

項目＼物件区分	物件３
R：残価率	5%
n：経過年数	約6年
N：経済的全耐用年数	約25年
q：観察減価法による補正率	0%

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

①　土地利用権等価格

物件番号		建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ＝ウ
一体利用	1	85,000	×0.20	法定地上権	＝　17,000
	2	4,586,000	×0.20	法定地上権	＝　917,000
				合　計	934,000

イ　土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を20%と査定した。

②　内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円)
1	(85,000	－ 17,000)		×1.00	×0.70	＝　48,000
2	(4,586,000	－ 917,000)		×1.00	×0.70	＝　2,568,000
3	(8,334,000	＋ 934,000)	×1.00	×1.00	×0.70	＝　6,488,000
					一括価格（合計）	9,104,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：「第２評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

地価公示価格　（　　鳥栖－9　　）

所　　在　：　鳥栖市桜町字新町裏1102番4

価　　格　：　38,700円/㎡　　（ 対前年変動率　 5.4% ）

位　　置　：　ＪＲ鹿児島本線「田代」駅の北方、道路距離約700ｍ。

価 格 時 点　：　令和8年1月1日

地　　積　：　350㎡

供給処理施設　：　上水道、下水道、ガスがある。

接 面 街 路　：　北側が幅員約4.5ｍの舗装市道に接面。

用 途 指 定 等　：　市街化区域、第一種住居地域
（ 指定建蔽率　60% ； 指定容積率　200% ）

地 域 の 概 要　：　一般住宅の中にアパート等が見られる住宅地域。

第７　附属資料

位置図

不動産登記法第１４条第１項地図（写）

建物図面・各階平面図（写）

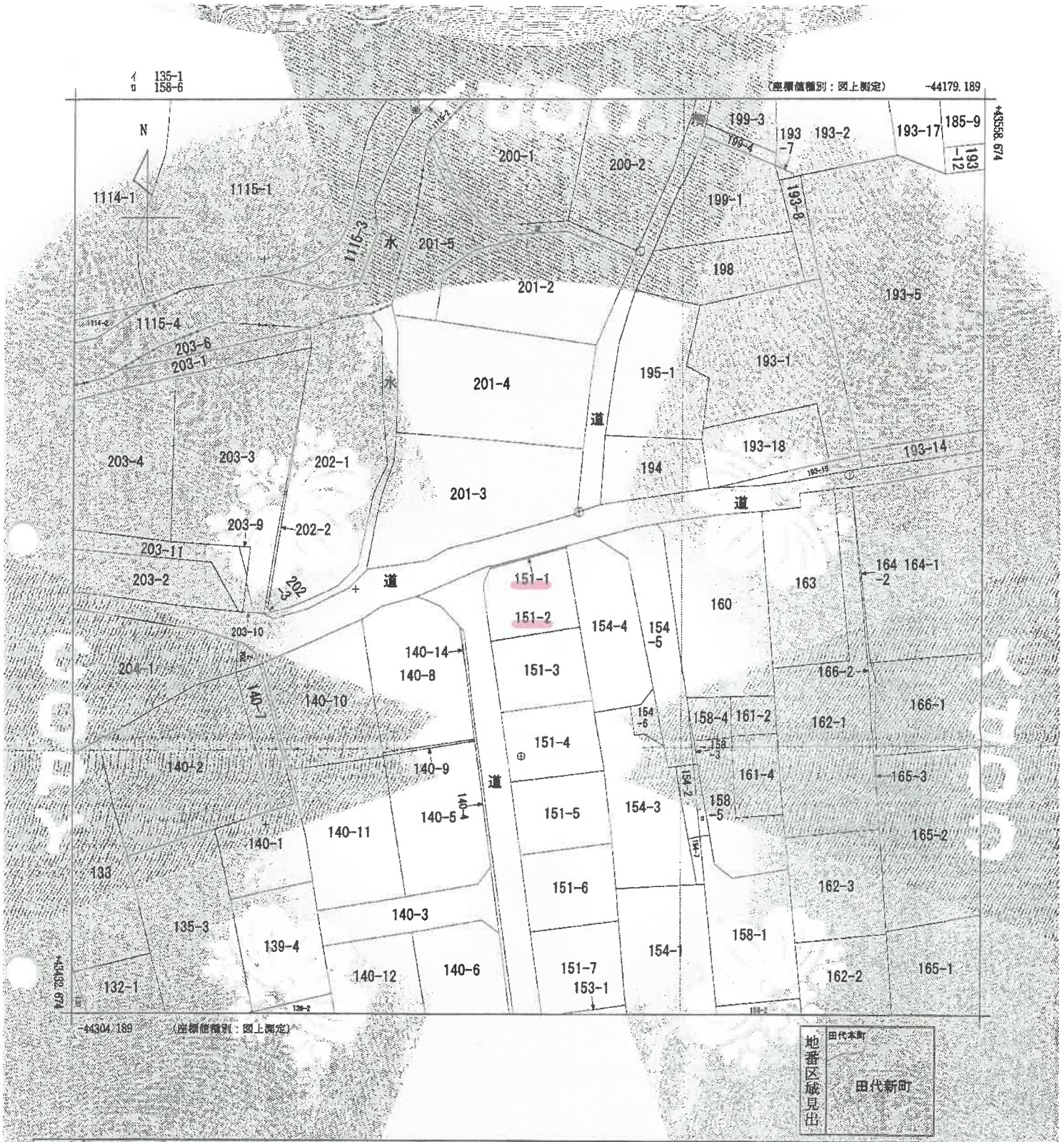
土地建物位置関係図

建物間取図

以　上

位置図


△36.1
34
田代本町
田代昌町
鳥栖IC
特別支援学校
田代上町
田代新町
対象不動産
公示地
田代大官町
久光製薬工場
桜町
田代外町
田代駅
3
18-1
原町
北
西
東
南
松原町
鳥栖貨物ターミナル駅
100 m



請求部分	所在	鳥栖市田代新町字新町				地番	151番1		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)	平成6年3月28日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月23日
佐賀地方法務局鳥栖出張所
登記官 [redacted]

請求番号：15-2
(1/1)

登記年月日：令和7年6月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月23日　佐賀地方法務局鳥栖出張所　登記官 [redacted]

請求番号：15-1

建物図面
各階平面図

家屋番号	151番2
建物の所在	鳥栖市田代新町字新町　151番地2

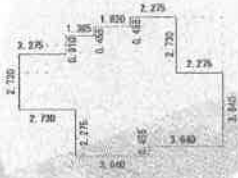
1階



求積表

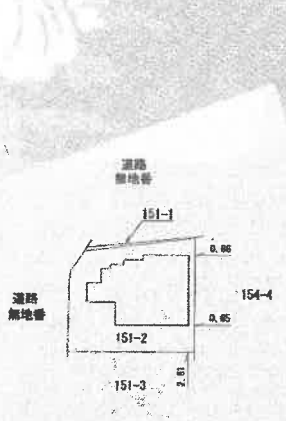
1.365 ×	1.820 ＝	2.484300
0.910 ×	3.185 ＝	2.898350
0.455 ×	3.640 ＝	1.656200
0.910 ×	5.915 ＝	5.382650
6.370 ×	6.370 ＝	40.576900
4.550 ×	0.455 ＝	2.070250
計		55.068850
床面積		55.06㎡

2階



求積表

2.275 ×	2.730 ＝	6.210750
0.455 ×	3.640 ＝	1.656200
5.005 ×	5.460 ＝	27.327300
3.640 ×	0.455 ＝	1.656200
4.095 ×	0.455 ＝	1.863225
2.275 ×	0.455 ＝	1.035125
2.275 ×	3.640 ＝	8.281000
計		48.029800
床面積		48.02㎡



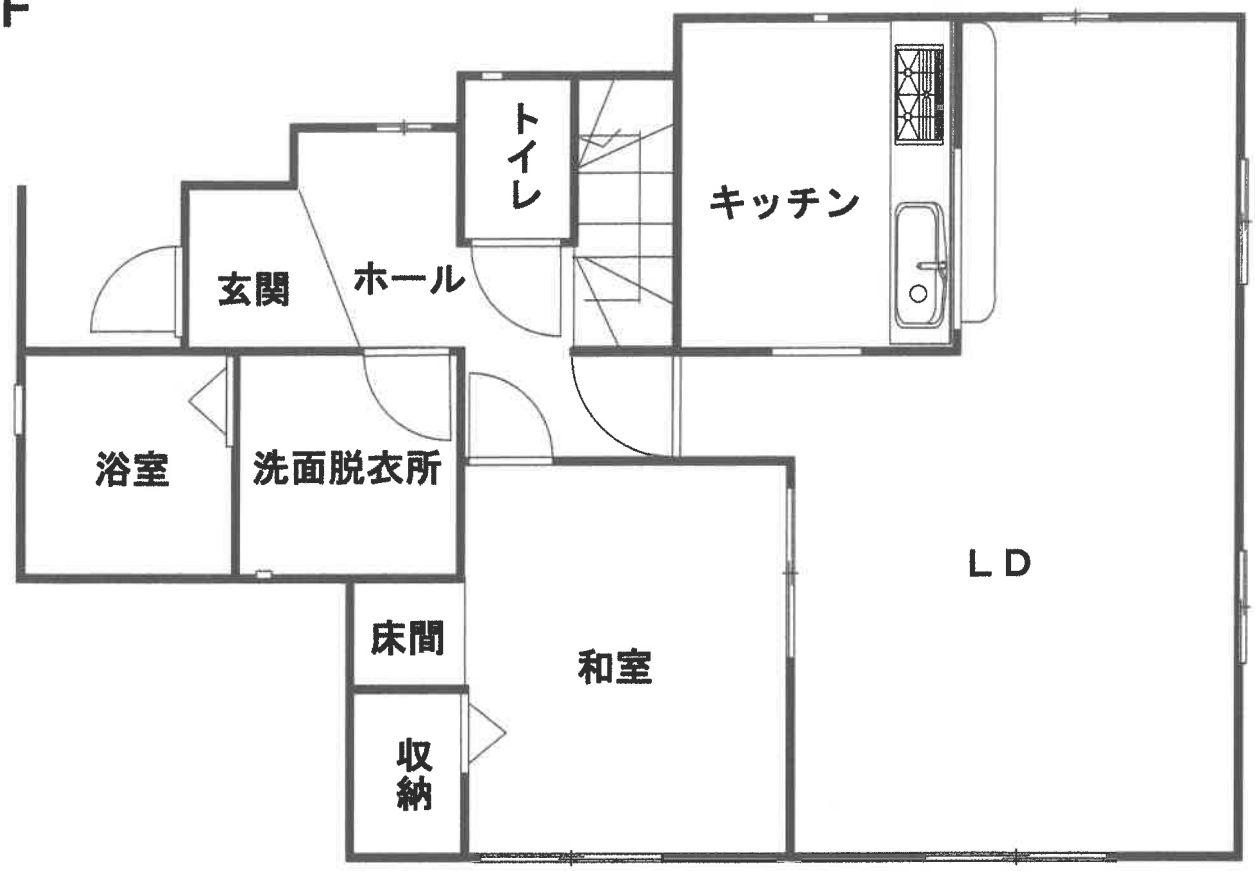
作成者	[redacted]	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

土地建物位置関係図

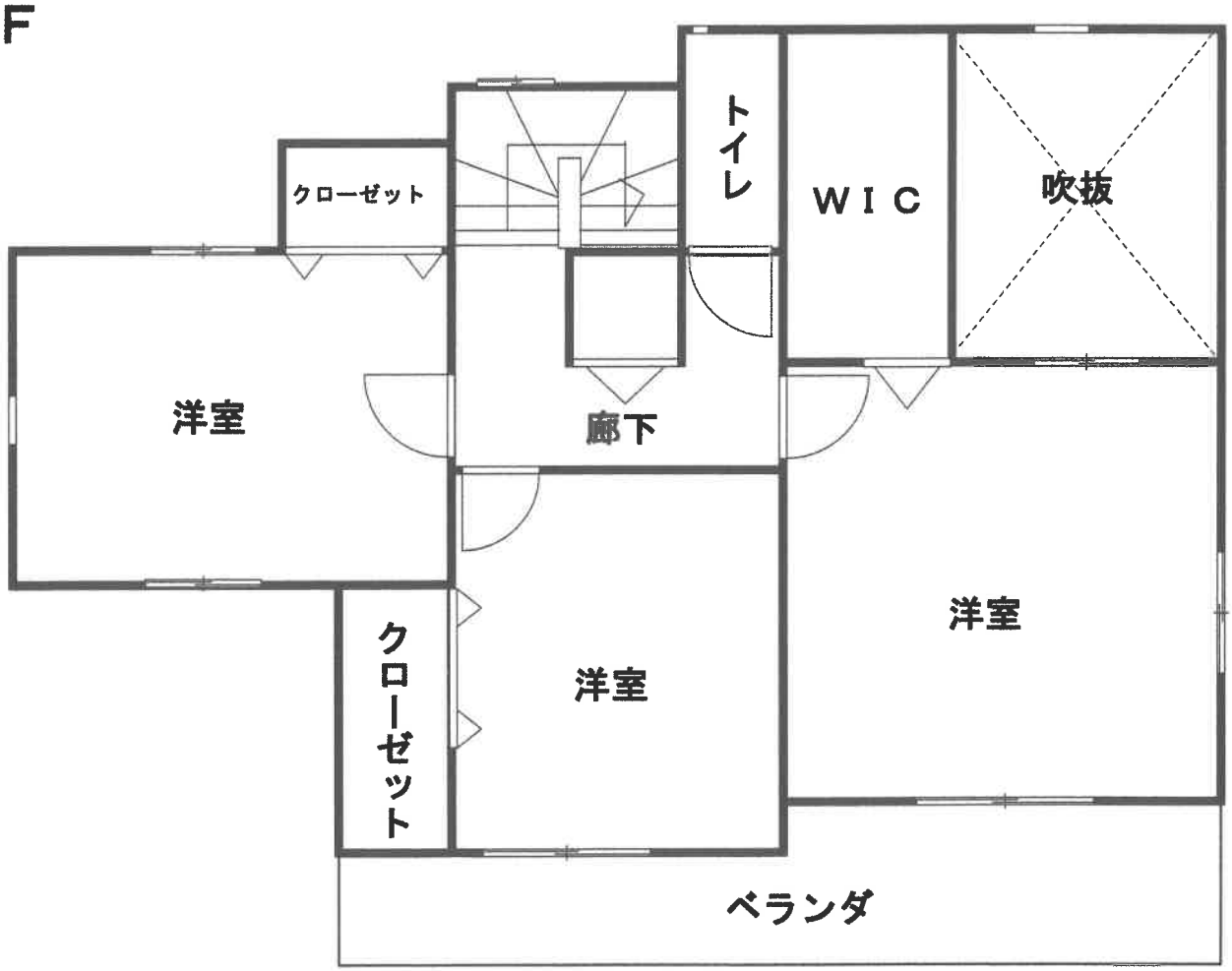


建物間取図

１Ｆ


トイレ
キッチン
玄関
ホール
浴室
洗面脱衣所
ＬＤ
床間
和室
収納

２Ｆ


トイレ
ＷＩＣ
吹抜
クローゼット
洋室
廊下
洋室
クローゼット
洋室
ベランダ